



# 税金は期限内に納めましょう

皆さんから納めていただく県税や町税は、福祉・教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と市町では、12月を「滞納整理強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を行います。

未納のまま放置されますと、預貯金・給与等の差押や自宅の捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないか確かめください。

## ▶ 公平な納税のために…

納税は、教育・労働とともに国民の三大義務の一つであり、滞納となっている地方税を放置しておくことは、納期限内に町税をきちんと納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになりかねません。

このことから町では、納税相談もなく納付のない人に対しては滞納処分により強制的に徴収していくこととなります。

## ▶ 税金を納めないで放置すると損することばかり

地方税法には「納税者が督促状を受け、完納されない場合、市町村徴税吏員は滞納者の財産を差押えなければならない」と明記されています。滞納状態を放置すると滞納者の意思に関係なく、本税以外に督促手数料（1件200円）・延滞金（年率14.6%以内）を含めた滞納税額を強制徴収されることになっています。平成25年4月から平成26年3月末までの日野町の差押え件数は、36件で金額は10,630,193円です。

## ▶ 事情がある方は…

病気や失業・事業の営業不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を各納期限内に納付することが困難な方については、生活状況などを聞かせていただいた上で、徴収の猶予などをすることができます。ただし、虚偽の申出や納付計画を厳守せず、不履行になった場合は、強制執行の対象となります。

## ▶ 延滞金について

延滞金は、地方税法で徴収しなければならないものと定められ、年率14.6%以内で計算されます。延滞金は、納期限を過ぎても納付されない方と、納期限内にきちんと納付されている方との公平性を保つためにかかるものです。

## 税金を納めないで放置しておく

### 督促発布

地方税法第329条、第371条、第457条、第728条他

納期限までに町税などが完納されない場合は、督促状を送付します。

### 催告書発布

納期限が過ぎて納付がない場合、納付を促すため催告書を送付します。（催告書に記載した期限までに、納付や納付相談がない場合は、地方税法の定めにより財産を調査し差押えることを予告）

### 財産調査

国税徴収法第141条～146条

滞納処分のため必要があるときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問および検査をすることができます。

### 財産差押

国税徴収法第47条

督促状を発した日から10日経過した日までに、納税者が滞納となっている町税などを完納しないときは、その納税者の財産を差し押えます。

### 換 価

国税徴収法第67条

差押えた金銭債権は取り立てを行います。

国税徴収法第94条

差押えた不動産などの公売は、入札またはせり売りにより行います。

### 配 当

国税徴収法第129条

換価代金を差押えに係る町税などへ配当します。

### 完 納

**\*\* 滞納処分は法律に基づく強制処分です \*\***

県と県内全市町では、公平な負担と税収の確保を図るため、「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています。

◆ 問い合わせ先 【県税】…滋賀県中部県税事務所納税課 ☎@7707 【町税】…日野町役場税務課収納担当 ☎@6570